

「港湾請負工事積算基準(平成30年10月)」及び
「漁港漁場関係工事積算基準(平成30年10月)」の改訂について

令和元年 7月16日

港湾・漁港工事の積算に用いる「港湾請負工事積算基準(平成30年10月)」及び「漁港漁場関係工事積算基準(平成30年10月)」について、下記のとおり一部改訂することとしましたのでお知らせします。

記

1 改訂内容について

「平成30年度港湾請負工事積算基準(平成30年10月)」

「平成30年度漁港漁場関係工事積算基準(平成30年10月)」

(1)「第1部 第2章 2節 3.現場管理費」の一部

(2)「第1部 第2章 2節 補足資料」の一部

改訂箇所は、別添対比表の赤枠内をご覧ください。

2 対象となる工事

港湾・漁港工事のうち、単価適用年月日が令和元年7月16日以降のものに適用します。

3 港湾請負工事積算基準及び漁港漁場関係工事積算基準の閲覧について

港湾課、漁村振興課漁港漁場整備室、各港湾事務所及び串間土木事務所において、閲覧が可能となっております。

4 問い合わせ先

宮崎県県土整備部

港湾課港湾担当

TEL 0985 - 26 - 7190

宮崎県農政水産部

漁村振興課漁港漁場整備室漁港担当

TEL 0985 - 32 - 4478

漁港漁場関係工事積算基準

平成30年度 港湾請負工事積算基準 対比表

掲載頁	現行(旧)	改定(新)	コメント																																																														
第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 P2-2-10 番号10	3) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="424 346 1380 567"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下の場合でかつ処分費等が3千万円以下の場合</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合または、処分費等が3千万円を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通仮設費 (イメージアップ経費は除く)</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下の場合でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合または、処分費等が3千万円を超える場合	共通仮設費 (イメージアップ経費は除く)	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	3) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="1611 346 2567 567"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下の場合でかつ処分費等が3千万円以下の場合</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合または、処分費等が3千万円を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通仮設費 (現場環境改善費は除く)</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下の場合でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合または、処分費等が3千万円を超える場合	共通仮設費 (現場環境改善費は除く)	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	土木基準との横並びをはかるため変更																																																		
区分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下の場合でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合または、処分費等が3千万円を超える場合																																																															
共通仮設費 (イメージアップ経費は除く)	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																																																															
区分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下の場合でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合または、処分費等が3千万円を超える場合																																																															
共通仮設費 (現場環境改善費は除く)	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																																																															
	表-③ 現場管理費率 <table border="1" data-bbox="385 682 1320 913"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th rowspan="2">適用区分等</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工種区分</td> <td>港湾 浚渫工事</td> <td>22.83 %</td> <td>88.7</td> <td>-0.0861</td> <td>14.03 %</td> </tr> <tr> <td>工事 構造物工事</td> <td>23.57 %</td> <td>42.3</td> <td>-0.0371</td> <td>19.11 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="385 945 1320 1123"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th rowspan="2">適用区分等</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="2">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸工事</td> <td></td> <td>26.90 %</td> <td>104.0</td> <td>-0.0858</td> <td>17.57 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>現場管理費率の算定式</p> $J_o = a \cdot N_p^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 J_o : 現場管理費率 (%) N_p : 純工事費 (円) a, b : 定数値</p>	対象額	適用区分等	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	a	b	工種区分	港湾 浚渫工事	22.83 %	88.7	-0.0861	14.03 %	工事 構造物工事	23.57 %	42.3	-0.0371	19.11 %	対象額	適用区分等	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	a	b	海岸工事		26.90 %	104.0	-0.0858	17.57 %	表-③ 現場管理費率 <table border="1" data-bbox="1558 682 2493 913"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th rowspan="2">適用区分等</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工種区分</td> <td>港湾 浚渫工事</td> <td>23.60 %</td> <td>98.9</td> <td>-0.0909</td> <td>14.12 %</td> </tr> <tr> <td>工事 構造物工事</td> <td>24.25 %</td> <td>46.5</td> <td>-0.0413</td> <td>19.20 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1558 945 2493 1123"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th rowspan="2">適用区分等</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="2">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸工事</td> <td></td> <td>27.72 %</td> <td>113.6</td> <td>-0.0895</td> <td>17.78 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>現場管理費の算定式</p> $J_o = a \cdot N_p^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 J_o : 現場管理費率 (%) N_p : 純工事費 (円) a, b : 定数値</p>	対象額	適用区分等	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	a	b	工種区分	港湾 浚渫工事	23.60 %	98.9	-0.0909	14.12 %	工事 構造物工事	24.25 %	46.5	-0.0413	19.20 %	対象額	適用区分等	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	a	b	海岸工事		27.72 %	113.6	-0.0895	17.78 %	外注経費見直しに伴う率及び係数の改定
対象額	適用区分等			700万円を超え20億円以下			20億円を超えるもの																																																										
		a	b																																																														
工種区分	港湾 浚渫工事	22.83 %	88.7	-0.0861	14.03 %																																																												
	工事 構造物工事	23.57 %	42.3	-0.0371	19.11 %																																																												
対象額	適用区分等	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																													
		a	b																																																														
海岸工事		26.90 %	104.0	-0.0858	17.57 %																																																												
対象額	適用区分等	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																													
		a	b																																																														
工種区分	港湾 浚渫工事	23.60 %	98.9	-0.0909	14.12 %																																																												
	工事 構造物工事	24.25 %	46.5	-0.0413	19.20 %																																																												
対象額	適用区分等	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																													
		a	b																																																														
海岸工事		27.72 %	113.6	-0.0895	17.78 %																																																												
第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 補足資料-1 P2-2-(3) 番号11	6. 防舷材、電気防食単独取り付け工事における諸経費率 3) その他 ① 共通仮設費率及び、現場管理費率の補正については、適切に計上する。 ② <u>イメージアップ経費</u> については、計上しない。 <table border="1" data-bbox="385 1501 1320 1722"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th rowspan="2">適用区分等</th> <th colspan="2">700万円を超え4億円以下</th> <th rowspan="2">4億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工種区分</td> <td>港湾構造物工事</td> <td>21.83 %</td> <td>89.9</td> <td>-0.0898</td> <td>15.18 %</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>現場管理費率の算定式</p> $J_o = a \cdot N_p^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 J_o : 現場管理費率 (%) N_p : 純工事費 (円) a, b : 定数値</p>	対象額	適用区分等	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの	a	b	工種区分	港湾構造物工事	21.83 %	89.9	-0.0898	15.18 %	海岸工事					6. 防舷材、電気防食単独取り付け工事における諸経費率 3) その他 ① 共通仮設費率及び、現場管理費率の補正については、適切に計上する。 ② <u>現場環境改善費</u> については、計上しない。 <table border="1" data-bbox="1558 1501 2493 1722"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th rowspan="2">適用区分等</th> <th colspan="2">700万円を超え4億円以下</th> <th rowspan="2">4億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工種区分</td> <td>港湾構造物工事</td> <td>22.48 %</td> <td>96.9</td> <td>-0.0927</td> <td>15.45 %</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>現場管理費率の算定式</p> $J_o = a \cdot N_p^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 J_o : 現場管理費率 (%) N_p : 純工事費 (円) a, b : 定数値</p>	対象額	適用区分等	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの	a	b	工種区分	港湾構造物工事	22.48 %	96.9	-0.0927	15.45 %	海岸工事					土木基準との横並びをはかるため変更 外注経費見直しに伴う率及び係数の改定																										
対象額	適用区分等			700万円を超え4億円以下			4億円を超えるもの																																																										
		a	b																																																														
工種区分	港湾構造物工事	21.83 %	89.9	-0.0898	15.18 %																																																												
	海岸工事																																																																
対象額	適用区分等	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの																																																													
		a	b																																																														
工種区分	港湾構造物工事	22.48 %	96.9	-0.0927	15.45 %																																																												
	海岸工事																																																																